

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：23503

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380109

研究課題名(和文) 地域における成年後見人の役割と法的課題の研究

研究課題名(英文) A study of the roles of and legal issues faced by adult guardians in the community

研究代表者

澁谷 彰久 (SHIBUYA, AKIHISA)

山梨県立大学・国際政策学部・教授

研究者番号：40550463

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：高齢者の財産管理や身上保護に関する法的支援システムには、担い手の量的確保、サービス内容の質的確保、監督機能の確保の3点が求められる。後見制度の財産管理面における監督機能のせい弱性は、わが国でも問題となっており、特に高齢者等への経済的な搾取・虐待(Financial elder abuse: 「FEA」)は、外部からは非常にわかり難い状況がある。その解決のためには、金融と監査機能の融合や社会的なネットワークシステムによるチェックから早期発見に結び付けることが必要である。後見制度の質保証とFEA予防のためには、専門職と市民後見人による監督体制の構築と連携が地域社会には必要な機能となる。

研究成果の概要(英文)：A legal support system for management of the property of senior citizens and to help physically protect them needs to (i) secure the quantity of human resources needed, (ii) secure quality of services, and (iii) ensure a supervisory function. The weak state of the supervisory function for property management under the guardianship system is a subject of concern in Japan, and financial elder abuse (FEA) in particular is very difficult to ascertain from the outside. A solution to this situation will require the fusion of auditing functions with the financial industry, including trust institutions, and enabling prompt detection through society's network systems. For purposes of quality assurance in the guardianship system and preventing FEA, the development and coordination of a supervisory system by experts and citizen guardians is an essential function for local society.

研究分野：民法

キーワード：高齢者財産管理 成年後見制度 福祉型信託 スペシャルニーズトラスト 財産管理の監督機能 市民後見人 地域ネットワーク

1. 研究開始当初の背景

わが国の高齢者の財産管理や身上監護に関する法的支援システムは近年において大きな進展が見られた。例えば、新成年後見制度の創設による任意後見制度の導入(平成12年民法改正)、介護保険制度の導入(平成12年)、新信託法の施行(平成19年)、公益法人制度改革関連3法の施行(平成20年)などである。さらに、平成24年度からは、各市町村自治体における市民後見人の養成義務化(老人福祉法第32条の2)や、家庭裁判所や金融機関による成年後見支援信託などの新たな制度がスタートしている。これらの法的制度は、高齢者等の自律的な権利擁護機能として、今後の社会的役割が期待されている。

一方で、高齢者の財産管理に関しては金融取引や実務的な面も含めた法的課題が存在している。特に、制度の運用面について次のような問題が挙げられる。第一に、制度の利用者側からみたサービス内容・費用の妥当性など、利用拡大(量的確保)と地域偏在の解消が求められていること。第二に、制度の担い手となる専門職後見人や家族後見人に対する支援とより高度なサービス提供(質的確保)が地域に求められる。第三に、地域における制度全体の運営管理や継続的な担い手に対するチェックなどの体制整備(監督機能の確保)と人材養成の必要性である。これらの研究は、高齢者に関する看護学や福祉学の各専門領域なども含めた多角的なアプローチが求められ、法律学との関連性や制度上の設計が実証的に検証されることが必要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、高齢者財産管理の地域モデルを明示し、成年後見制度における担い手

として専門職後見人・親族後見人・市民後見人の地域における役割と法的関係を明らかにし、財産管理制度としての民事信託の有効性を検証する。

3. 研究の方法

(1) 研究手法の特色

【特色1】地域社会における後見人養成と支援プログラムの開発・実践

わが国の高齢者の財産管理の担い手は、専門職や制度面において分断されてきた。地域における制度間の統一的な活用方法や理論研究・実践はあまりみられない。一方、ドイツやイギリスなどでは、「市民後見人」についての先行研究があり、先進的な事例を参照しながら、実際に地域と連携しながら仮説と検証を繰り返しながら法的システムの開発を行った。

【特色2】高齢者の財産管理における法的課題に対する信託理論の再構築

本研究では、成年後見や民事信託の法的課題と実務上の課題を明らかにし、地域におけるよりよい高齢者財産管理システムを具体的に示した。制限行為能力者制度と信託法・預金契約法の民事法理論の具体的応用事例として理論面、実務面からも検証を行った。

【特色3】民事法学・看護学・福祉学の各領域からの総合的な課題解決型の研究手法

本学は山梨県内において、唯一の法学(国際政策学部:研究代表者在籍)と看護学・福祉学(各学部所属の連携研究者)が連携できる研究環境を有している。地域貢献の視点からも、本研究の意義と大学としての研究機能の重要性を将来に向けて地域社会に発信することができた。

(2) 研究計画

4年の研究期間(1年延長を含む)のうち、はじめの1年間を国内調査と財産管理モデルの検討、アメリカでの信託モデル調査にあて、残る3年間をドイツ等での調査とモデルの検証にあてた。そして、以下の2点について具体的な課題設定を行った。

地域における高齢者財産管理の実態把握と市民後見人の養成・支援モデルの策定

高齢者財産管理における信託の応用と監督機能の国際比較とわが国への示唆

4. 研究成果

(1) 財産管理における信託利用の有効性

家族信託の先進的な利用例を持つアメリカの制度から多くの示唆を得た(25年度調査)。特別障害者支援信託(Midwest Special Needs Trust(以下MSNTと略す))は、信託サービスを障害者等に提供・管理する一般非営利法人である。MSNTは、特に身体障害者のために設計される信託で、その受益者は自身の公的な医療保障制度や扶助制度の給付適格性には影響を及ぼさない仕組みとなっている。これに加えて、MSNTは、慈善信託(Charitable Trust)を管理する機能が備わっている。この慈善信託は、適格性と収入基準を満たす受益者に資金提供を行うことを目的とする。

このような信託は、わが国への民事信託の導入として次の点が参考となる

受託者のポリシーの必要性

受託者に求められるものは、専門的な知識や信用力だけでなく業務を遂行する上での経験と安定性が求められる。MSNTは、ポリシーやビジョンを念頭に置きながら、障害者のさまざまなニーズに合ったパートナーシップを構築していた。

利用者の利便性と負担軽減

MSNTは、最新情報、顧客の意見を紹介することにより、情報を共有化している。一方で、障害者の家族に負担がかからないような家族サポートもきめ細かく対応していた。わが国においても同様のネットワークづくりが試みられているが、専門知識を持った組織体制とビジネスとして成立する手数料体系のバランス、サービス利用の手軽さと持続性が必要となる。

利害関係人との連携

共同受託者(Co-trustee)には家族の一員が選任される。成年後見人と受託者とは異なる立場ではあるが、受託者との関係が重要となる。MSNTでは、共同受託者が長期間にわたって本人にどのようなケアをしているか、そして共同受託者としてふさわしいかどうかということを第一に考えることをポリシーとしている。その中には、監査、相互チェック体制も含まれている。

地域における人材養成

MSNTは非常に地域性を持っており、このような信託がどのように地域社会に反映されるかということが課題となっている。地元州立大学法学部によりスペシャルニーズ信託をテーマとした大会が開かれている。高齢者のための全米法律弁護士協会などの実務家を中心とした活発な活動がこの分野での発展基盤となっている。また、サービスの品質保持と受託者のための教育ツールが必要である。特に、従業員のトレーニングや研修制度は重要である。そして内部コントロールができるようにし、その質をレビューする仕組みが求められる。専門家と自由に話すことができるシステムと、よい人材をどれだけ集められるかが課題となる。今後、わが国においても、このような人材の地域社会における教育とマーケティングが重要となろう。

(2) 後見制度の監督機能と担い手

後見制度の財産管理面における監督機能のぜい弱性がわが国でも問題となっている。高齢者への経済的な搾取・虐待（Financial elder abuse：FEA）とその対策は国際的な関心呼び議論されている（28年度調査）。後見法からは、全権的な代理を与えるといったことも詐欺行為とする。ドイツでは、親族世話人として指定されると報告義務が簡便化し、濫用、悪用がされやすくなることが報告されている。わが国でも、親族だけではなく、第三者、専門家である場合でも後見人が口座を操作し、裁判所に対して捏造した請求書を出すような事例が挙げられている。信頼関係を利用し、横領をするといったことが見られる。イスラエルでは、「不適切な影響力」（独：unangemessene Beeinflussung）の行使に対し、本人の遺言書の作成時の状況、身体的な状況、健康状況、心理的な状況という4つの判定基準を通して判断すべきとするものがある（英米にも同様な基準がある）。FEAの実態が外部から非常に判断し難い場合、誰が虐待の事実を発見するかということが重要となる。調査により、わが国におけるFEAの実態把握とともに、社会的コストとの比較、既存専門職と新たな制度との連携、親族後見への監督体制を考える上で重要な示唆を得ることができた。今後は、金融ITと監査機能の融合や社会的なネットワークシステムによるチェックから早期発見に結び付ける取組みが求められる。

(3) 市民後見人養成のための地域モデル

市民後見人の養成・育成事業がここ数年、全国の自治体などを中心にさまざまな取り組みが進められている。本研究における後見人の担い手を地域社会で育成するモデルづくり

は、平成26年度には「やまなし市民後見人養成講座」（第1期）を山梨県立大学において開催し、本研究期間中に第3期まで実施された。山梨県内市町村のニーズに応じた研修・講座を継続的に開講し、地域に貢献できる県内ネットワークの構築を目指してきた。その結果、甲府市において、権利擁護支援のための「（仮称）こうふ成年後見センター」の設置に結び付けることができた。甲府市は市民後見人の養成を同センターに委託し、同センターが、法人後見、後見監督人を受任した場合、財政的支援を実施することになった。また、山梨県立大学が、平成26年度から実施している「やまなし市民後見人養成講座」を受講した市民を対象に、平成28年度にフォローアップの研修を行い、平成29年度より実践研修の受講につなげられる市民後見人養成プログラムを実施することができた。山梨県立大学の3学部連携研究者が中心となり、本研究が地域の実務家との協働により、市民後見人の養成と受講後の支援体制を地域で具体的に構築することができたのは大きな成果である。

(4) 課題と今後の研究の方向性

平成29年3月24日、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。この中で、今後の政策目標として、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備するために、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実や地域連携ネットワークの整備による不正防止効果が求められている。従来の代理権授与的な法的構成による監督義務や裁判所によるチェック機能の有効性を検証する必要がある。特に、金融取引における意思能力減退者の預金債権保護や成年後見支援信託等の信託口座による管理の法的安定性を含め、研究の対象を具体化し、課題の解決に焦点を絞り込んでいくことにしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計18件)

澁谷彰久「(4) パネル7 経済的搾取と監督 第4回成年後見法世界会議報告2~The 4th World Congress on Adult Guardianship~」実践成年後見 No.68、民事法研究会 pp.100-103 (2017年5月) 査読有

澁谷彰久「「信託口預金口座」の法的性質と課題 福祉型管理口座の必要性を考える」信託フォーラム (vol.7) 日本加除出版 pp.53-60 (2017年3月) 査読有

新井誠「第4回成年後見法世界会議の意義」実践成年後見[67]pp.58-59 (2017年3月) 査読有

新井誠「アメリカ後見人の改革動向~UGPPA 修正と第三回全米後見サミットの開催~」法学新報、中央大学法学会 pp.33-66 (2016年11月) 査読有

新井誠「成年後見制度のこれまでとこれから-成年後見制度利用促進法と円滑化法の制定-」国民生活ウェブ版[51]pp.1-5 (2016年10月) 査読有

新井誠「成年後見制度概論 市民後見人養成講座1.成年後見制度の位置づけと権利擁護」(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)、民事法研究会 pp.38-48 (2016年9月) 査読有

新井誠「成年後見制度利用促進法と円滑化法の意義」実践成年後見、民事法研究会 [63]pp.3-11 (2016年7月) 査読有

新井誠「Trust in Japan Trusts in Prime Jurisdictions, Fourth Edition」General editor: Alon Kaplan)、Globe Law and Business (2016年4月)

新井誠「民事信託の現状と展望~司法書

士界の課題~」月報司法書士、日本司法書士会連合会 [530]pp.4-10 (2016年4月) 査読有

澁谷彰久「地域における後見人育成と大学の役割-山梨での市民後見人養成講座の取り組みと課題-」実践成年後見 No.60 民事法研究会 pp.59-65 (2015年12月) 査読有

澁谷彰久「後見制度支援のための専用口座の必要性と法的課題」信託フォーラム Vol.4 日本加除出版 pp.72-77 (2015年9月) 査読有

新井誠「弁護士業務と信託の未来を考える」自由と正義、日本弁護士連合会 66[8]pp.63-67 (2015年8月) 査読有

新井誠「制限行為能力:高齢者」Law Practice I 総則・物権編第2版、商事法務 pp.7-11 (2014年11月) 査読有

新井誠「補助一元化への途」実践成年後見[50]pp.62-69 (2014年5月) 査読有

佐藤悦子「専門職連携実践(IPW)に関する訪問看護師と介護支援専門員の意識」日本保健医療福祉連携教育学会誌(Vol.6) pp.11-21 (2013年) 査読有

佐藤悦子「認知症を持つ在宅療養者の食生活への支援」日本早期認知症学会誌 6(1) pp.28-33 (2013年) 査読有

佐藤悦子「訪問看護師が持つ介護支援専門員との連携に関する認識の実態」山梨県立大学看護学部紀要 (Vol.16) pp.21-30 (2014年) 査読有

澁谷彰久「アメリカ・カナダにおける成年後見と信託活用の最新事情」共著 実践成年後見 No.49 民事法研究会 pp.95-104 (2014年3月) 査読有

[図書](計6件)

澁谷彰久第2章 「後見制度支援信託と

専用口座について 預金口座の法的機能からの考察 』『高齢社会における信託制度の理論と実務 金融・信託業から医療・福祉・看護までの役割と機能』日本加除出版(総 364 頁)(2017 年 3 年)

澁谷彰久『人口減少社会と地域力の創造-山梨県立大学共同プロジェクト-』担当執筆部分:序章[総論]「山梨の人口予測と将来ビジョン-くらしやすさ世界-を目指して-」、第 9 章「土地所有と利用の将来ビジョン-やまなしトラスの提案-」日本評論社(総 284 頁)(2016 年 3 月)

新井誠・大垣尚司編著書『民事信託の理論と実務』日本加除出版(2016 年 4 月)

澁谷彰久「市民後見人養成プログラムによる人材育成-第 1 期やまなし市民後見人養成講座-」山梨県立大学地域戦略総合センター平成 26 年度報告書(総 156 頁)(2015 年 3 月)

澁谷彰久編著『信託法実務判例研究』(編集代表 新井誠)「弁護士の預り金と預金の信託的構成 - 最高裁平成 15 年 6 月 12 日第一小法廷判決(民集第 57 卷 6 号 563 頁)-」有斐閣 pp.23-32(総 460 頁)(2015 年 3 月)

柳田正明編著『Q & A 福祉実務相談室』ぎょうせい(2015 年)

〔その他〕

澁谷彰久甲府商科専門学校消費者啓発講座 テーマ「金融取引と消費者保護 - 預金口座と高齢者への見守り - 」講師(2016 年 11 月 7 日)

澁谷彰久群馬弁護士会主催 地域金融機関と群馬弁護士会との研究会(第 3 回)講演 テーマ:「後見支援のための専用口座について」(2016 年 10 月 21 日)

澁谷彰久コーディネーター・司会:民事信託研

究会主催シンポジウムテーマ:「信託制度の今後はどうあるべきか」(2015 年 3 月 7 日)

澁谷彰久山梨県成年後見制度活用促進研修会講師(2015 年 10 月 27 日)

澁谷彰久公開講座「やまなし市民後見人養成講座(第 1~3 期)」企画・コーディネーター・講演・司会(山梨県立大学平成 26~28 年度 C O C 事業講座)

澁谷彰久山梨放送 YBS ワイドニュース出演木曜アンテナ特集:「市民後見人 - 現状と課題 - 」解説(2015 年 11 月 19 日)

6. 研究組織

(1)研究代表者

澁谷 彰久(SHIBUYA AKIHISA)
山梨県立大学・国際政策学部・教授
研究者番号:40550463

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

新井 誠(ARAI MAKOTO)
中央大学・法学部・教授
研究者番号:40146741

佐藤 悦子(SATO ETSUKO)
山梨県立大学・看護学部・教授
研究者番号:40279899

柳田 正明(YANAGIDA MASA AKI)
山梨県立大学・人間福祉学部・教授
研究者番号:80328880